

# 随時監査報告書

## 1 監査の概要及び目的

平成 29 年定期監査において日程及び時間的都合により監査が不十分な部分があったので、必要と思われる件について補足的に地方自治法 199 条 5 項の規定に基づき実施した。

## 2 監査の対象

### (1) 町の補助金取扱状況全般について

総務課ほか全課

### (2) 補助金交付先の現場監査

埴町振興公社、埴町竹活用推進協議会、一般財団法人天領の郷はなわ  
所管課 まち振興課

## 3 監査期間

平成 30 年 2 月 6 日、7 日、13 日 (3 日間)

## 4 監査方法

平成 29 年度分 (未執行分含む) 補助金交付、委託、契約、等の調書(一覧表)の提出を求め、この中から調査必要と思われる案件を抽出し関係書類の精査や担当各課に対する聴き取りを行った。また補助金交付先の内から抽出した 3 団体に出向き実地調査を行った。

## 5 監査の結果

### (1) 町の補助金取扱の状況について

- ・時代の変化、環境の変化等が著しい中で補助の必要性、公益性、補助額の妥当性、補助の効果等が曖昧なまま見直しも為されずに前例踏襲的に固定化、既得権化していると見做されるケースが特に団体宛で多くみられる。
- ・補助金取扱に関する基本規則の「埴町補助金等交付の一般基準に関する規則」は事務手続に関する条項が主で補助対象、積算根拠等の審査基準や見直し基準等に関する条項が不足しており規則の改定整備が必要である。
- ・支出対象事業の本来の事業主体は町か、補助先かの認識不足に起因する補助金、委託料又は資産取得等の科目適用上の会計処理ミスが目立っている。既に実施導入された公会計の正確性確保のためにも認識、理解を向上

させ正確な事務処理に改められたい。

## (2) 補助団体監査

### ○株式会社埴町振興公社

#### 監査事項 29 年度環境改善補助金 (2 千万円)

今年度末決算において債務超過に陥る可能性大であり、集客力の向上や業務効率化による収支改善を図るために老朽化した諸設備、備品等の修繕、更新に対する資金援助の必要性は理解する。

- ・当社は町有施設の指定管理者であるが当補助金の使途を見ると、施設所有者である町が補助金によらず直接負担すべき施設、設備の修繕更新費用と、指定管理者が負担すべき備品等の購入費用が混在し、これらを何構わず一括して補助金として扱っている。事業委託における費用負担ルールを明確にした上で、補助すべき必要額を正確に把握し極力自助努力による収支の改善を促すべきである。
- ・補助申請の見積書等を精査すると全般に取引業者との価格交渉の余地が目立つこと、また当施設の利用料金に見合わない高額な食器類購入（例をあげれば 1 個あたり約 2,000 円の食器（汁椀）、約 3,500 円の皿等）の必要性は疑問であり経費節減取組みに甘さを感じられる。
- ・公有施設の指定管理者には予算差引簿等による収支予算の管理が求められるが、現状これを怠っている。綿密な予算策定と計画的収支管理による採算性の改善、向上のために新年度より励行されたい。

### ○一般財団法人天領の郷はなわ、埴町竹活用推進協議会

#### 監査対象 地方創生推進交付金事業補助金

- ・「竹パウダー」の生産、活用を軸に地域農業の推進を図ることを目的とする事業母体の「竹活用推進協議会」が補助対象団体であるが、その組織名簿を見ると会長（天領の郷はなわ理事長）委員（町長、振興課長、振興課長補佐）等が既に交代しているにもかかわらず以前のまま変更手続きが為されていない。
- ・同協議会には事務局員として 2 名の専従者が置かれているが設置要綱において「協議会の庶務は道の駅において処理する」と定め、現に補助金（29 年度予算額 44,054 千円）の資金管理は事業引受先の内の一機関である天領の郷に全面的に委ねられている。補助対象事業の母体である協議会が総括的な資金管理を行うべきで、現状の取扱は不適切である。
- ・協議会運営費名目で道の駅職員 3 名分の人件費（基本給の半額相当年額約 350 万円）が当該補助金より支出されている。支出理由は事務手数料

及び竹粉販売従事の手数料とのことだが、従事状況、販売状況(年間売上100万円程度)より見て明らかに過大である。また本事業のPR活動以外のアンテナショップ事業に対する資金充当も見られる等、補助対象外事業への資金流用と見做されかねない。

- コンビニエンスストア及びレストラン天領の家賃が賃貸収入として当該法人の収入となっている。管理実態はなく定款上の事業にも記載されていないことから、家賃は所有者である町の収入とした上で法人の経営支援上必要、やむを得ないとすれば相当額を補助金または委託料にて支出すべきで「隠れ補助金」と誤解されがちな取扱いはすべきでない。
- 公共施設の指定管理者には内部監事による例月出納検査が実施されるべきであるが、これまで実施された形跡がないので改められたい。

#### (監査意見)

補助金は本来事業実施者が自らの資力に応じて賄うべきものを自治体の政策的判断によりその費用の全部または一部を助成するものである。近年、国県はじめ多くの自治体においても補助金の適正化は行財政改革の大きな取組課題として位置づけられている。

当町においてもこれまでの決算審査、定期監査等において、取組の必要性を訴えてきたところであるが遺憾ながらその形跡は見えてきてない。あらためて本来あるべき補助金への転換を目指し取組むことを要望する。

今回監査対象とした受託者の両法人は既存の法人ではなく町施設の管理運営委託を目的とし町主導型で設立された言わば「官製法人」であり、このような形態は全国的にも多数見られるが、概して不採算が恒常化し自治体の財政負担となっているケースが多い。

「湯遊ランドはなわ」及び「天領の郷はなわ」は共に当町には重要かつ欠かせない公共施設であり町はその維持発展のために必要な支援を怠ってはならないが、これが安易な資金供与であってはならない。すなわち、極力受託者の自立を促すためには町による適切な管理・指導と必要最小限の財政支出をもって取組むべきであり、そのためにも町、受託者共に採算性やコスト意識を高め経営効率化に努められるよう期待する。

補助金は町民の税金を主な財源としていることに常に留意しつつ、限られた財源の中で適切かつ公平公正な「生きた補助金」の運用に努められるよう願ってやまない。

以 上